

2. 婚姻期間が20年以上の夫婦間 における居住用不動産の贈与 に等に関する優遇措置 (民1028条：2019.7.1施行)

1. 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与に等に関する優遇措置（民1028条：2019.7.1施行）

婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住不動産（居住用建物又はその敷地）の遺贈又は贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになります。

（1）本件の成立要件

- ① 婚姻期間が20年以上の夫婦による贈与等であること
- ② 贈与などの対象物は居住用不動産（土地・建物）であること
- ③ 遺贈または贈与によること

(2) 効果 **居住用不動産の贈与額は遺産分割の対象とならない。**

(3) 贈与税に関する非課税扱い

① 暦年贈与であれば年間110万円まで非課税

② 贈与税の配偶者控除（おしどり贈与）で2,000万円まで
非課税 ⇒ 申請が必要

(3) 改正前と改正後の事例での比較

① 改正前（旧規定）

贈与等を行っとしても、原則として遺産の先渡しを受けた者として取り扱われるため、遺産分割の遺産額に含まれることとなる。

【事例】

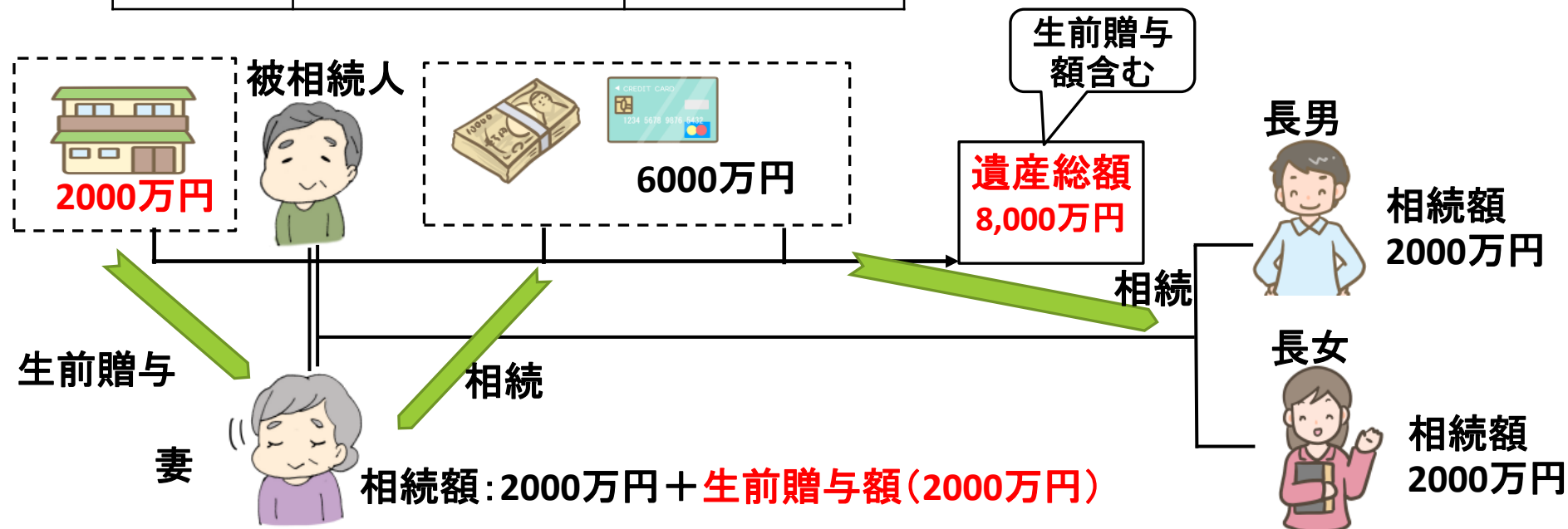
相 続 人		妻
		子(長男・長女)
相続財産	居住用不動産贈与	2,000万円
	その他の財産	6,000万円

法定相続分＝妻1／2、子1／2

遺産総額＝6000万円＋2000万円（贈与額）

妻の相続額＝8,000万円×1/2－2000万円

子の相続額＝8,000万円×1/2×1/2



② 改正後（新規定）

相続人の意思の推定規定（一定の条件のもとに遺贈額を遺産分割に含めない）により、配偶者の相続分は増えることとなります。

【事例】

相続人	妻 子（長男・長女）
その他の財産	6,000万円

法定相続分＝妻 $1/2$ 、子 $1/2$

遺産総額＝6,000万円

妻の相続額＝6,000万円 $\times 1/2$

子の相続額＝6,000万円 $\times 1/2 \times 1/2$

